

第 1 回天塩川流域委員会テープ起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成 1 5 年 5 月 3 0 日 (金) 12:30 ~ 15:00

場所：土別プリンスホテル

第 1 回 天塩川流域委員会

1 . 開 会

貴家課長

皆様お揃いになりましたので、予定の時間、1分ほど前ですけれども、開催させていただきたいと思います。

ただいまより第1回天塩川流域委員会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきます北海道開発局留萌開発建設部で治水課長をしております貴家と申します。

委員長が選任されるまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

座らせて進行させていただきます。

2 . 挨拶

貴家課長

まず、第1回天塩川流域委員会の開催にあたり、北海道開発局を代表いたしまして、旭川開発建設部長の渡辺より、ご挨拶を申し上げます。

渡辺部長

旭川開発建設部の部長の渡辺でございます。

第1回天塩川流域委員会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、大変ご多忙のところでございますけれども、委員の委嘱をお引き受けいただきまして、感謝申し上げます。

また本日は、第1回の会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

既にご案内のところではございますが、平成9年に河川法の改正がありまして、河川管理者が河川を整備し、管理するにつきましては、長期的、基本的な方針を定めるところの河川整備方針、また、その整備方針に基づき具体的な河川整備目標を定めるところの河川整備計画、この2つの計画をつくらなければいけないということになったところでございます。

本天塩川につきましては、この2つの計画のうち、前段の整備方針が今年2月に国土交通大臣により天塩川水系河川整備基本方針として取りまとめられたところでございます。

これにつきましては、一昨年度、天塩川流域懇談会により、取りまとめいただいた提言を受けて策定されたものでございます。

その詳細につきましては、本日の委員会の中で担当者からご説明させていただきたいと思っております。

また、今後につきましてはですが、この基本方針に沿いまして、天塩川水系の整備計画を作成していくこととなります。取りまとめにあたりましては、本委員会でご検討をいただいた内容を十二分に踏まえ、作成の作業を進めてまいりたいと考えております。

天塩川では、過去昭和48年、50年、56年、非常に近接した年度でございましたけれども、非常に大きな洪水が発生しております。また、平成に入ってからでございますけれども、平成5年には深刻な渇水を経験してございます。

こうしたことも踏まえまして、河川整備計画の策定にあたりましては、流域の治水対策につきましてはもちろんのこと、地域の生活や産業を支える水資源、これは利水の観点から。また、環境面につきましては、天塩川の名前の由来でございますテッシ、それから河畔林の連続性、サケ、マスの産卵床、三日月湖、サロベツ原野、こういった天塩川の特長でございます貴重な河川環境の保全を十分に検討しながら、より地域の実情に合致した河川整備計画になるように努力してまいりたいと考えてございます。

なお、本委員会の事務局につきましては、旭川開発建設部、留萌開発建設部が共同で務めさせていただきます。

先生方のご指導をいただきながら、委員会でのご検討、ご議論ができるだけスムーズに行われますように努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、重ねて委員ご就任に御礼申し上げまして、第1回天塩川流域委員会開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

貴家課長

ありがとうございました。

では、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、天塩川流域委員会第1回委員会資料というふうになっておりまして、1冊になっているものでございます。

その次に、第1回天塩川流域委員会の座席図をお配りしておりま

す。

本日の資料は以上なのですけれども、足りない方等ございますでしょうか。

皆さんお手元に行っていると思いますので、それでは議事に入っていきたいと思います。

3 . 議 題

1) 天塩川流域委員会の設立

貴家課長

まず議事の進め方についてですけれども、議題1の「流域委員会の設立について」及び「委員長の選任」まで、司会が進行させていただきたいと思っております。

委員長選任のあとは、委員長にその後の議事運営をお願いしたいと思います。

それでは、議題に入りまして、議題1の天塩川流域委員会の設立について、事務局より説明をお願いします。

田倉計画官

旭川開発建設部治水課の田倉です。よろしくお願いいたします。

座ったままでご説明させていただきます。

資料の1 - 1ページになります。

まず、天塩川の流域委員会の設立に関しまして、設立趣旨、設置要領、委員についてご説明させていただきます。

設立趣旨についてですけれども、お手元の第1回委員会資料の1-1ページに、その設立趣旨が書いてございます。

読み上げてご説明いたします。

豊かで潤いのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大と河川を取り巻く動向に的確に応えるため、平成9年に河川法が改正され、その目的に、従来の治水、利水に加えて、新たに河川環境の整備と保全が位置づけられました。

また、この河川法の改正では、河川工事の実施について基本となる事項を定める工事実施基本計画に代わって、河川整備の基本となるべき方針を定める河川整備基本方針を策定するとともに、その方針に即した具体的な河川整備の内容を河川整備計画として策定することが位置づけられました。

さらに、河川整備計画を策定する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の事情に応じた河川整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する方、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続が導入されました。

この河川法の手続によりまして、国土交通省では平成15年2月4日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て、天塩川水系河川整備基本方針を決定したところでございます。

これを受けまして、北海道開発局では、さきの天塩川流域懇談会からいただきました、天塩川かわづくりの提言を踏まえまして、天塩川での当面の河川整備内容、天塩川水系河川整備計画（直轄管理区間）の案を策定するために、河川に関し学識経験を有する方や天塩川流域に知見の深い方々の意見を聴取するために、天塩川流域委員会を設立するものでございます。

北海道開発局におきましては、留萌川水系と沙流川水系の2つの水系で河川整備計画が、既に作成されております。

引き続きまして、1 - 2ページになりますけれども、天塩川流域委員会設置要領についてご説明いたします。

この設置要領は、北海道開発局の内部手続を終えまして、本日5月30日付けで施行されたものです。

その内容につきまして、読まさせていただきたいと思います。

天塩川流域委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、天塩川の整備の現状及び将来の状況を考慮して河川整備計画を策定するため、北海道開発局が天塩川流域委員会を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局に、天塩川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 天塩川河川整備計画の案に関する北海道開発局長（以下「局長」という。）への意見

(2) 天塩川河川整備計画の案に係る住民等の意見聴取の結果に関する局長への助言

(組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから局長が委嘱す

る者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の事務を総括する。
- 5 委員長は、あらかじめ委員の中から副委員長を指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代行する。
- 7 委員長は、必要に応じ、部会を設置することができる。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長に要請することができる。

(事務局)

第6条 事務局は、北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部に置くこととする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付則)

この要領は、平成15年5月30日から施行する。

以上が、設置要領でございます。

引き続きまして、天塩川流域委員会の委員の皆様方をご紹介します。

事務局から見て、左手前から時計回りにご紹介させていただきます。

まず、北方鳥類研究所代表の石川信夫様。

次に、道北観光連盟事務局長の井上幸人様。

次に、てしおがわ土地改良区理事長の梅津和昭様。

北海道工業大学教授の岡村俊邦様。

北海道大学大学院助教授の黒木幹男様。

北海道カナディアンカヌークラブ代表の酒向勤様。

北海道大学大学院助教授の清水康行様。

士別市長の田苺子進様。

北海道大学大学院助教授の橘治國様。

市立名寄短期大学教授の辻玲子様。

旭川大学教授の出羽寛様。

けんぶち絵本の里を創ろう会理事の肥田照美様。

天塩町長の本田善彦様。

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授の前川光司様。

天塩漁業協同組合代表理事組合長の増田政司様。

最後に、天塩川を清流にする会会長の山口研吉様。

それから、本日はご都合によりましてご欠席しておりますけれども、北海道大学大学院教授の長澤徹昭様にも委員をお願いしております。

以上で、本委員会の設立趣旨、設置要領、委員の紹介を終わります。

貴家課長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました設立趣旨、それから設置要領についてご質問などございますでしょうか。

出羽先生、よろしく申し上げます。

出羽委員

この設置要領というのは、これは案じゃなくて、決まったものと考えていいですか。

田倉計画官

北海道開発局の内部手続を終わりにして、もう決定したものでございます。

出羽委員

これは、この流域委員会の設置要領なのですけれども、この委員会で、一番最後の雑則にも、運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めるということがあるのですけれども、この委員会で検討できるということはないのですか。

田倉計画官

この第7条の運営に関し必要な事項というのが、あとで事務局の資料の中に出てくるのですけれども、2 - 1の天塩川流域委員会運営方針案というところで、一応委員会に諮りまして、そこで定める

ような形になります。あとで出てきます。

出羽委員

そうですか。僕、この第5条の第4項なのですけども、「委員長は、必要あると認めるときは、専門家、地域住民等からの意見聴取、関係資料の提出その他必要な措置を講ずることを局長に要請することができる」とあるのですけれども、これちょっと少し、この委員会の主体性といいますか、それを少し考えると、ちょっと回りくどすぎるのではないかということで、局長に要請することができるのではなくて、この委員会なり委員長の判断で行うことができるとか、それから資料は原則として、委員会が必要とするものは提出していただくと、そういうふうにした方が分かりやすいのではないかというふうに思っておりますけれども。

羽山課長補佐

ここでは局長というふうに書いてあります。これは、今あちこちで立ち上げています設置要領、委員会の設置要領、大体このように書いているのですけれども、この局長というのは、つまりここと言えば我々事務局に当たります。ですから、委員の皆様方の議論の中で事務局に要請するという形になろうかと思っておりますので、たまたま局長と言えば、先生おっしゃるとおり、ちょっと高い感じがするのですけれども、決してそういうことではございません。

出羽委員

そういう中身が確認できれば、文言としては、何か局長に要請し

ないとできないとか、少し固すぎるのではないかという気がしたのですが、ですから、この委員会で判断して、必要な場合は、流域住民からの意見を聴取することができるなり、資料は原則として全部出していただくと。そういうことは確認できればいいかと思うのですが、それでよろしいですか。

羽山課長補佐

それで結構でございます。

貴家課長

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、委員長の選任についてお諮りさせていただきます。

設置要領では、委員の互選により委員長を選出するという事になっておりますが、いかがでしょうか。

田苺子委員

私から発言させていただいてよろしゅうございますか、天塩川の川づくりの提言を取りまとめた、天塩川流域委員会の座長で、大変ご苦勞をされました清水委員をご推挙申し上げたい。そのように思っております。

貴家課長

ただいま田苺子委員の方から、委員長に清水委員のご推薦がございましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議なしということで、委員の皆様から清水委員の推薦について賛同を得ましたけれども、清水委員、お願いできますでしょうか。

清水委員

はい。

貴家課長

ありがとうございました。

それでは、天塩川流域委員会の委員長は、清水委員とさせていただきたいと思います。委員長には、このあとご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

委員長、よろしく願いいたします。

清水委員長

ただいま指名をいただきました、清水でございます。

流域懇談会るときから皆さんには、座長としていろいろご指導をいただいて、至らぬところもたくさんあったかと思うのですが、まだほかにも適任の方はいらっしゃると思いますが、引き続き、委員長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手)

以降は、委員長がということで議事の方を進めさせていただき
ます。

続きまして、副委員長の指名ですが、先ほどの要領からいって、
委員長の方で指名するのですが、私としては石川先生にお願いでき
ればと思うのですが、いかがでしょうか。皆さん。

(「異議なし」の声あり)

石川先生、よろしく願いいたします。

では、こちらの方に、席を移っていただきまして、副委員長の方
からも一言お願いします。

石川副委員長

特別ありません。

2) 天塩川流域委員会運営方針(案)

清水委員長

特別ないそうですので、引き続き議事の方を進めさせていただきます。
ます。

お手元の議事次第でいきますと、2)天塩川流域委員会運営方針。
この委員会の運営方針を議論していきたいと思います。

事務局の方で案を用意していただいておりますので、説明お願い
いたします。

田倉計画官

資料の2の1ページ、及び2の2ページになりますけれども、天塩川流域委員会運営方針案につきまして、事務局案をご説明いたします。

天塩川流域委員会という言葉につきましては、委員会という言葉を使っていきたいと思います。

1. 委員会の公開について

(1) 委員会の公開

委員会については公開で審議する。ただし、円滑な審議を行うため、一般傍聴者は委員会中に発言を述べることができないものとする。

(2) 委員会の一般傍聴

委員会は一般傍聴ができるようにする。

1) 一般傍聴の受け入れ

すべての希望者が傍聴できることを基本とする。

一般傍聴者には、委員会資料を配付する。

2) 一般傍聴者の申し込み

当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

3) 委員会開催の周知

記者発表やホームページ掲載等により、委員会開催の周知を図る。

(3) 委員会の記録について

事務局は、委員会の議事内容について、その議事要旨を作成し、委員長及び出席した委員の確認を得なければならない。

(4) 委員会資料等の公開

委員会資料及び議事要旨は公開とし、事務局はホームページへの掲載を行うとともに、旭川開発建設部及び留萌開発建設部で閲覧ができるようにする。

2. 関係住民等の意見聴取について

(1) 関係住民からの意見聴取について

具体的方法等については委員会において決定するものとする。

(2) 一般からの意見聴取

1) 旭川開発建設部及び留萌開発建設部のホームページ上に意見募集の仕組みをつくるものとする。

2) 旭川開発建設部治水課及び留萌開発建設部治水課に意見受付担当窓口を設置し、意見書の提出を受け付ける。

3) 受け付けた意見は、その都度委員会に報告するものとする。

次のページに移りまして、

3. 委員会事務局の事務について

事務局は委員長の指示を受けて、以下の事務を行う。

(1) 委員会資料の作成

(2) 議事要旨の作成

(3) 公開資料の作成

(4) その他

ということで、以上、事務局案として示しております。

以上です。

清水委員長

ありがとうございます。

これにつきまして、委員の皆様方からご意見等ございますか。

出羽委員

1点だけなのですけれども、2点になるのかな。公開についての1番目の、公開で審議するというのは当然いいのですけれども、円滑な審議を行うと、一般傍聴者は委員会に意見を述べることはできないものとするというのは、これはこういう時間を毎回じゃなくても、やはり設けた方がいいのではないかという気がするのです。公開でやるのも当然なのですけれども、今は、あちこちでできるだけ地域住民の意見をどういう形で反映させていくかということが、いろんな形で模索されていると思うのですね。実際にこういう会議でも、一般傍聴者の発言時間を設けるとするのは結構増えてきているのです。本州の流域委員会でもそうですね。

今年の1月17日に、琵琶湖・淀川流域委員会の提言が国土交通省になされましたけれども、それはここの流域委員会とは、構成といいですか、あり方が少し違うのですけれども、でもほぼ毎回傍聴者の意見聴取といいですか、そういう時間帯を設けているのですね。ですから、これは時間にも限りありますから、すべてそういうのを毎回というわけにもいかないかもしれませんが、やはり原則としてこれは削って、一般傍聴者の発言の時間も設けるということを入れた方がいいのではないかというのが1つ。

もう1つは、一般からの意見聴取にもう1つのものがあるのです

けれども、これも懇談会のおきに3回ぐらいですか、この中でいろいろ議論した経過があると思うのですけれども、地域住民なり、それから住民団体から、この天塩川の将来についての意見を述べたいと。そういう申し入れが、例えば文書で求めて、そういうことがあった場合は、事務局なり委員長の方で検討した結果、それに該当する委員会でこの意見の聴取を求めると、そういうことを入れておいた方がいいのではないかと思うのですね。その2点なのですけれども、いかがでしょうか。

清水委員長

今の2点につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。

黒木委員

ご意見、思っているところもございませぬけれども、一般傍聴者に意見を、発言をとということと、後ろ方の関係住民からの意見書というのは、どんなふうに違うのか、同じなのかというところがよく分かりませぬけれども、いずれにしてもそういうふうに、この委員会のどこかの時間帯で決めるというの、この委員会で決めるという、そのあとの方の趣旨でよろしいのでないか。ですから、この文言としては私は必ずしもこだわらなくても、これで十分やっていけるかなと、そのように思います。

それから、今、出羽先生ご指摘の部分、ちょっと聞き取れなかった部分があるんですが、この意見聴取、これが要望があった場合に、委員長もしくは事務局で決めるとおっしゃいましたが、やはりこれは委員会で決めさせていただきたい。私はそう思います。この件に

関しては、私はそんなことを思っておりますが。

出羽委員

もうちょっと説明しますと、基本的にはこの流れの中で恐らく公聴会とか、そういう決まったものが1つあると思うんですね。でも、それだけじゃなくて、いろんな機会を捉えてできるだけ流域住民の意見を反映してもらおうということが、やはり基本的なこの委員会の姿勢であるべきだというふうに、「べきだ」と言うとちょっと固すぎるかもしれませんが、やはりそういう姿勢を示す必要があるというふうに思うんですね。ですから、先ほどの設置要領にもそういう文言があるんですが、それはむしろ委員会から求める場合だと思うんですね。

ここの運営で僕が言いましたのは、1つは傍聴者の発言というのは、もう少し自由に、恐らくやるとすれば、この会議の最後の方の時間を、毎回じゃなくても少し取って、発言ある場合は求めるということになるでしょうし、もう1つは、よく聞き取れなかったというところは、流域の住民なり団体から天塩川について少しまとめて意見を述べたいということ、例えば文書でそういうことを要請しておいて、出てきた場合は、基本的にはこの委員会で決定するのがいいんですけども、というよりも、基本的にはそういうのは全部受けていくということをお願いしたいのです。それはどこの委員会で発表してもらうかというのは全く関係ないところで発言されても余りよくないですから、やはり関係するような内容の委員会のときにやっていただく方がいいんじゃないか。そういう意味では委員長なり事務局の方で整理していただくと、そういう意味で言ったんです。

清水委員長

ほかに何かございませんか。

私のイメージとしては、これ1番の委員会については一般の傍聴者は述べることはできないと。この趣旨は、多分今のこういう議論の中でも向こうの席で「はい」と言われても、ちょっと困るような感じですよ、こう中でやって。そういう意味での意見をということだと思っんです。

あの方、前回の懇談会るときからもいろいろ議論になっていましたように、流域委員会が始まったら、そういう場をつくって、皆さんの意見を聞きましょうと、半ばお約束みたいになっていますので、そういうのでこの委員会でもう一度話し合っ決めて、そういう場を持ちましようという意味で、その都度その都度意見を自由に、委員と同等なレベルで参加されてはちょっと困るんでというよなイメージじゃないかなと思っ、これでいいんじゃないかなと思っんです、いかがでしょうか。

趣旨としては、そんなことでどうですか。

出羽委員

僕も決して、委員と対等に発言してはと、そんなことは全くいいんです。ですから、こうやって発言している間に傍聴者から発言あつたら受けると。そういうことにならないと思っんです。ですから、もし受けるとしても、どこか最後の方なり一定の時間を設けてという意味で。

清水委員長

それも「毎回一定の時間を設けて意見を述べるものとする」ということを、ここに書いた方がよろしいですか。

出羽委員

そこはちょっと迷うんですけどね。書いたらいいのかどうか。ただ、基本的に、やはり最後の方に短時間取って、そういう時間帯を設けて、あれば受け付けるということを言いたい。

清水委員長

それについても、具体的方法については、委員会において決定するものとするというふうになっていますので。

出羽委員

ですから、そういうことをこの中で了承しておいてもらえれば、文言としてはいいのかもしれませんが。

それともう1つ、これはもう少し傍聴者がその場でということじゃなくて、やっぱり申し入れあった場合には、原則として受け付けるという、そういうことの申し合わせをここで了承されていれば、それもいいかと思えますけれども。この文言でね。

清水委員長

ほかの皆様のご意見を伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

酒向委員

今の件なのですけれども、この2 - 1の下の方に、一般からの意見聴取というところで受け入れるような形になっておりますので、この部分で十分じゃでないかなと。ただし、ここで意見書提出を受け付けてそのまま原文で出てくると。いろんなものをつけないで、そのまま出していただければいいのかなと思いますけれども。

清水委員長

方針案としては、趣旨としては、このままでいいのではないかと。

酒向委員

これでいいのではないですか。

清水委員長

ほかには、いかがですか。

岡村先生、何かないですか。

岡村委員

まだどういうふうになっていくか、ちょっと予想がつかないので、とりあえず、この案でスタートして、そういう具体的に発言したいとか、そういうものが起こったときに実際どうやれば一番いいかというあたりを、この委員会で検討すればいいかなと思っています。

その検討する可能性はこの中で述べられているので、とりあえず、このままスタートしたらどうかなと思います。

出羽委員

そうしますと、もう1つ付け加えたいんですけども、やはり意見を受け付けるという、そういうことを打ち出す必要があると思うんですね。それがないと、特にどうしても発言したい人とか、そうじゃないとなかなか出てこないと思うんですね。ですから、積極的に公開して、希望があった場合にそこですぐというふうにはならないかもしれませんが、受け付けますよということをオープンに流すといいますか、情報を出すということが必要なのだらうと思いますね。

岡村委員

それも私も広報活動として、そういうことは言っておいたほうがいいかなと思います。

清水委員長

それでは、私のあれですけども、方針案としてはこのままにしておいて、この具体の方法についてはというところにすべて集約されて、委員会でその都度話し合っただけで決めましょうということで、私はいいかなとは思うんですけども。

岡村委員

それでいいです。

清水委員長

では、そういうことで進めさせていただきます。

黒木委員

委員長、今の運営方針案について、もう1つよろしいですか。

事務局にお伺いいたしますが、これは、1の委員会公開の(4)ですね。委員会資料云々とあって、ホームページ掲載を行うとともに、閲覧できるようにするというふうな文言があります。これは、ホームページに載るようなペーパーの資料しかここにはもう絶対出さないという意味ですか、逆に言うと。ここにも何か用意されていますけれども、こういうものはどうするのですか。これも立派な資料になりますよね。

田倉計画官

委員会で作された資料につきましては、すべてPDF処理をしまして、ホームページの中で見れるような形にしたいと考えています。

黒木委員

こういう画像データも全部入れるんですね。

田倉計画官

この画像も入れたいと思います。できるかと思えます。

黒木委員

それと、もう1点。一番最後のところに、事務の中に公開資料の作成というのがございます。第1、第2項はもう問題ないと思いますが、公開資料というのはその前に文言が1つも出てこないで、い

きなりここに公開資料という言葉が出てくるのは、これは何を意味するんですか。

田倉計画官

すみません、言葉足らずでした。事務局のイメージとしては、ホームページに掲載する・イコール・公開資料だと考えていましたので、そのホームページに載せる資料ですとか、事前に委員会の開催案内を記者発表するんですけれども、そういうことでとらえてございます。

黒木委員

分かりました。結構です。

清水委員長

ここは文面としては、このままでよろしいですか。

黒木委員

結構です。

3) 天塩川水系河川整備基本方針について

4) 「天塩川水系河川整備基本方針」と「天塩川かわづくりの提言」
との関係について

清水委員長

ほかに何かございませんか。

それでは、このままでいきたいと思えます。

続きまして、天塩川水系河川整備基本方針についてということで、資料が事務局の方で用意していただいておりますので、説明の方お願いいたします。

羽山課長補佐

旭川開発建設部治水課の羽山と言います。

私の方から、座ったままでご説明させていただきます。資料は、3と4を合わせてご説明申し上げます。

事前にこの資料につきましては、委員の皆様へ配付しておりますので、一応目を通していただいていると思えますので、また本日の資料を見て分かりますように、この基本方針はほとんど文書と表しかございません。それで、ちょっと事務局の不手際で大変見づらいとは思いますが、スクリーンを用意いたしました。ここにパワーポイントで映像を見ていただきたいと思います。後ろ向きになれる先生方には大変申しわけないのですが、ちょっと室内を暗くさせていただきます。

先ほど私どもの部長の方からお話がありましたけれども、今年の2月4日、大臣決定されたところでございます。この決定に当たりましては、社会資本整備審議会の中の河川分科会という会がございまして、この中でこの分科会を2回、それからその分科会からさらに、これらを専門に検討する検討小委員会、これも2回開催されてきて、この中でいろいろご議論いただいた中で私どもの大臣が決定したと、そういうことになってございます。まず、流れとしましては、流域及び河川の概要ということを最初に基本方針の中で記載

してございます。この天塩川の流域の社会環境ですとか、自然環境、これらにつきましては委員の皆様はさきの流域懇談会などを通じましてよくご理解いただいているとは思いますが、ここでは、おさらいの意味を含めて映像を見ながら流域を再度振り返っていただきたいと思えます。

天塩川の流域の始まりは、いま見ていただいております天塩岳でございませう。これは、標高1,558mでございませう。ここから水が流れ始めまして、最初に岩尾内ダムに入ります。それから、西へ向きを変えまして、士別市、名寄市を通りまして、途中で音威子府のあたりで狭窄部を抜けます。その後、幌延からまた平野に入りまして、天塩町で日本海に抜けております。

ちょっと見づらいいのですけれども、右側の流域を見ていただくと、非常に細長くて南から北へ流れているという特徴的な川でございませう。こういった流域の形状がありますものから、流域の土地利用の関係も川沿いに集中しているということがございませう。それから、当然市街地あるいは主要な国道ですとか、JR、こういったものもこの川沿いに走っているということでございませう。

この流域の中には、全部で、一部稚内市を含んでおりまして、一部の稚内を含めて3市10町1村という自治体が入っております。この流域内の人口は、平成12年の調査ですけれども、約9万4,000人の方々がお住まいでございませう。

この流域の土地利用ですけれども、7、80%、ちょっと幅があるのですけれども、山林とか原野のような形になってございませう。それから、水田ですとか畑、こういった農地が約14%でございませう。14%というと、ちょっと小さく見えますけれども、面積にし

ますと、約820平方キロというような広さでございます。

もう1つ、この川の大きさですけれども、流量、川の主要な長さにつきましては、全国で4番目の大きさになっています。面積は、全国で10番目という、北に最北端の大河ということが言えるかと思えます。

次の、これが最初に流れて来て一端立ち止まるというか、岩尾内ダムでございます。これは、昭和30年代に調査を開始しまして、完成したのは昭和46年でございます。これは、主に農業、それから上水、工業用水と、こういった利水と、それから洪水調節という役割を持っております。ただし、残念ながら計画した当時が古いということもありまして、河川環境を保全するための水、そういう水量というのが、このダムには持ち合わせておりません。

続きまして、この流域を上流と中流、それから下流部に分けて、それぞれの社会環境ですとか、自然環境についてご説明したいと思います。この基本方針に書いてある順番に沿っていきたいと思っています。

今見ていただいているのは、名寄市街部でございます。名寄市の市街部を囲むように水田地帯が広がっております。ここは名寄盆地と言われております。名寄盆地というのは、和寒から名寄、それから、一部美深町にかかる部分のちょうどお盆、まさにお盆のような地形になっておりまして、ここの標高なのですけれども、海拔100mから160mぐらいという地形になっております。見ていただけますように、豊かな水田地帯が広がっているのですけれども、この辺は、風連町から南側のところではお米というか、もち米が主に栽培されているというところでございます。

この次に下流、下へ下っていきますと、これは天塩川の中流部になります。先ほど、名寄市街、あそこに左側に名寄川が合流していたのですけれども、名寄川の合流点から中川町までの間を、ここでは中流部というふうに定義させていただきます。

この写真は美深町ですが、ご覧のように、これは水田ではなくて、畑に変わっております。ちょうど、この地域というのは美深町あたりなのですけれども、稲作にとっては、気温の問題から北限地帯ということになっておりまして、この辺ではもう水田から畑に変わっているという状況でございます。

それから、特徴的なものといたしまして、天塩川の名前の由来ともなりましたテッシが数多く存在しております。テッシとか、それから何々の瀬と、そういう名称のついたものが数多く、この辺にはございます。

今見ていただいたのは、六郷テッシというテッシでございまして、これも美深町にあります。こういったところをカヌーで下りますと、非常にダイナミックな楽しさを味わえるというようなことでございます。

ここを過ぎますと、次の写真でいきますと、これが音威子府にございます一番狭窄部になっているところでございます。この狭窄部につきましては、下から上の方に向かって、実はこの川が流れておりまして、手前の方に音威子府村がございます。川に対して右の方にJRの宗谷本線が走っております。川沿いの左側には国道40号線が走っております。ここは、結構、地滑り地帯ということもありまして、非常に落石なり、地滑り、それから洪水による河岸の侵食と、こういったものがありまして、昔からここは交通の難所といい

ますか、すぐ通行止めになったりするような地区でございます。

この地区につきましては、古くから捷水路工事と、この基本方針には書いてございますけれども、簡単に言うと、ショートカット工事と言った方が、皆様分かりやすいと思います。このショートカット工事を昭和9年から、最近では昭和52年にかけて、本川で25カ所、ショートカット工事を行っております。これは、主に川の中の水位を下げる、そして同時に周辺の地盤の地下水位を少し下げると、そういったことで、農地にしたり、市街地にしたりと、現在の人の生きている場所を形づくっていったというような基礎的な部分でございます。この25カ所、ショートカットしましたことによって、従前の河道の延長が40kmぐらい短縮されたところでございます。

今見ていただいている上の方は、美深アイランド、これも以前にショートカットした、これは紋穂内捷水路というのですけれども、そのショートカットにより、残った三日月湖を、今は公園として利用されております。ここには、道の駅の美深もございます。

下は、カヌーポートでございます、これもこの美深アイランドに併設、すぐそこにありまして、ここはこの流域の特徴の1つなのですけれども、温泉があつて、キャンプ場があつて、そしてカヌーポートがあると。こういったところが、カヌーに乗ってどんどん下流に行けるといふ、そういった楽しみ方もある場所でございます。

それから、この美深アイランドにおきましては、昔、昭和の初めぐらいまで、天塩川には産卵のために遡上していたと言われておりますチョウザメを飼育している施設がございます。この美深アイランドの温泉のホテルでは、このチョウザメの料理も提供していると

いうふうに聞いております。

自然環境なのですけれども、もう1つ、この河畔林ですね。今見ていただいておりますように、右上の方、河畔林が川沿いに連続しております。それから、右下は、川に覆い被さるような河畔林があります。こういったものが、この川に、あるいは上に住む生き物にとって非常に貴重な場所になっているということで、これが天塩川の特徴ではないかというふうに考えております。

それから、旧川で、あとに残った三日月湖で、これは名寄市の智恵文の智恵文沼なのですけれども、ここにはヒブナが生息しておりまして、地元の智恵文小学校の子供たちがこれの保護活動をしているといったようなことも、この基本方針の中でご紹介しているところでございます。

続きまして、次は下流部にまいります。下流部は、雄信内川という支川が合流しております。これでいきますと、下の左側に合流している河川、これが支川の雄信内川でございます。

右側ですとか、左の上の方に川が見えますけれども、これはショートカット工事をした後の旧川がこのように残っております。非常に、旧川が残って自然豊かな川が今も見られるという、原始的な面影を少し残しているという場所でございます。

これは、幌延町にあります幌延の旧川でございます。ここは、そういう意味で地域の皆さんの憩いの場にもなっている一方で、若干水質の問題なんかも懸念されているというような状況でございます。

次に、天塩大橋から見ていただくと分かるのですけれども、中流部まではまだ畑があったのですけれども、ここも畑なのですけれども、どちらかというところと採草地、放牧地が変わっていると。それだけ

やっぱり気象の条件がもう少し厳しくなっています。ただ、この基本方針にも書いてございますけれども、こういう川の沿川に広がる採草放牧地、これが雄大な流れと相まって牧歌的な風情を醸し出している。まさに、ここは本当に日本なのかなというような景観が、ここには広がっているところでございます。

それから、こういう河口部ですから、塩水が入ってきておりまして、汽水域になっております本川の下流部、あるいはサロベツ川沿いの沼、ペンケ、パンケという沼がありますけれども、こういったところでは、ヤマトシジミ漁が盛んでございます。天塩のヤマトシジミと言え、もうブランド化された非常に高級感のあるヤマトシジミということで、全国的に有名でございます。

それから、右側の方は、サケ・マス増殖事業のためにサケを捕獲している写真でございます。

もう1つ、この下流部には、国立公園でありますサロベツ原野が広がっております。ここでは、エゾカンゾウですとか、そういった花々が咲き乱れて、非常に多くの方々が訪れるのですが、一方で近年は、ここでは水循環系の変化と言っていますけれども、やはり人の営みが一番原因だと思っておりますけれども、地下水が少し下がったりして、乾燥化しているということで、ササが侵入しているということも、これが今1つの問題ということで、基本方針にも書いてあるところでございます。

そのほか、ここには、サロベツ川の中に生息するイトウですとか、それから天然記念物のオジロワシ、こういった貴重な生き物も多数見られるということでございます。

天塩川の名前の由来は、先ほどありましたように「テッシ・オ・

ペツ」と。要するに、「テッシ」は梁なのですけれども、「オ」というのは多い、「ペツ」は川ですけれども、テッシの多い川ということで、天塩川という名前がつけられたところでございます。

右の上が恩根内テッシでございます。これは、国道の恩根内大橋からすぐ上流に見えまして、唯一道路際からテッシを見ることができるところでございます。

その右下には、北海道命名の碑を映しております。これはなかなか皆さん、ご存じでないかもしれないのですけれども、国道を音威子府村を過ぎて、先ほどの狭窄部を行くと、ちょっと入口に看板があるのですけれども、北海道命名の碑というのが、川を下りていくとこういうものがございまして。これは昔、松浦武四郎が探検に訪れて、いろいろ文献を残しているのですけれども、ここでアイヌのところに一泊して、その長老からの話で、アイヌの男の方は、自分のことをカイナーと言う。それから、女性はカイチー。「カイ」というのは、この地に生まれたとか、この国に生まれたというような意味で、「ナー」とか「チー」は尊称なのだそうですけれども、そういうことを後で書きとめておきまして、武四郎が北海道の名前を幾つか提案したのですけれども、その中の1つに、北のカイの道と。東海道とか、そういう道路ということでつけたと思うのですけれども、北海道と。この「カイ」という字を海に変えまして、今の北海道というふうに、後に名づけられたということを文献で知りまして、音威子府の皆さんが、そうかと、自分の村が北海道の名前の発祥の地だということで、こういう碑を建てたというふうに聞いております。

これで大体、流域の概要の説明は終わりなのですけれども、続いて治水事業の経緯ということになっております。これは、資料では

3 - 4の下段の方になりますけれども、天塩川流域は、ここにありますように昭和30年、それから昭和48年、こういった過去の大きな洪水を経験しております。それから、昭和50年、最近で一番大きいのは、やっぱり昭和56年の8月洪水というのが記憶に新しいところだと思います。

この昭和56年の8月洪水は、約1万6,000haが浸水したというふうに記録されております。こういった洪水を経験しながら、これまで治水計画を立て、あるいは治水事業を行ってきたところでございます。計画自体は、大正8年に樹立したのですが、実際の工事が始まったのは、昭和9年ぐらいから本格的な工事が始まったようでございます。その後、昭和40年によく河川法が、新しい河川法ができました。つい最近まで、ずっと私たちは、この河川法に基づいて河川計画を作っていたのですが、この後、この途中で、昭和62年に工事实施基本計画を改定して、実は今の計画の基礎になっております。その後、先ほど説明がありましたように、平成9年の河川法を経て、今回の基本方針を策定したというような流れできております。そういったことを、この基本方針の中で書いているところでございます。

それから、3 - 5の中段ぐらいにいけますけれども、河川水の利用の実態をちょっと書いております。やはり農業へのかんがい用水の水というのが一番多く使われております。ここに書いてあるように、現在2万9,400haへのかんがい用水を供給しています。ただし、2万9,400haのうち、やはりこの流域の特徴なのですけれども、5,000haぐらいは畑かんがい、畑かんと呼んでいきますけれども、畑へのかんがい用水に使われております。

それから、発電所は3カ所ありまして、北海道電力は1カ所、それから北海道企業局、これが2カ所利用しているところでございます。

それから、水質の現状を書いております。天塩川の基準点というのは、中川町にあります中川という地点が水質の環境基準地点になってございます。見ていただきますと、昭和52年から平成12年までの平均的な水質を示してございます。平成12年の結果は、年平均で0.7mg/lという数字です。環境基準値が3ですから、3に対して0.7と。この0.7というのは、全国的に見ても、極めて清流河川ということが言えます。

それから、この図を見ていただくと、少しずつですけども、水質が改善されてきているということがご覧いただけるのではないかと思います。これは、家庭の皆さんが気をつけていることでもありますし、下水道の処理とか、そういったものの普及もございます。ただ、ここの基本方針では、概ね環境基準値を満たしていると書いています。なぜ概ねかといいますと、次のところで一部、この剣淵川のところだけは、ちょっと何年かに1回ずつ環境基準を超えております。これは、季節的に操業されますでんぶん工場ですとか、そういった影響を受けまして、ままこういうふうに基準値を超えることがございます。ということで、ここ以外は全て基準値を満足しているのですけれども、若干ここだけは、たまにオーバーするという状況でございます。

続きまして、河川の利用の状況でございます。先ほど見ていただいた岩尾内ダムほとりのキャンプ場ですとか、これは土別市のつくも公園でございます。こういった非常に人々が安らげるような公

園として利用されています。また、これでも分かりますけれども、川の中の高水敷という部分でも、いろいろな数々のスポーツ施設なんかがございます、大いに地域の皆さんに利用されているという現状でございます。

それから、次のところで、もう1つ大きな特徴なのですが、この天塩川というのは、海から約158kmまで川を横断する施設がございません。今見ていただいているのが、風連の20線堰堤、今丸く書いたところなのですが、ここまでございません。それで、こういう川は、もちろん全国一でございます。ちなみに、全国2位というのが四国の四万十川で、100kmぐらいのところに発電用の施設があるというふうに聞いております。こういった長さを利用して、様々なカヌーツーリングなんかがなされておりますし、去年は酒向委員が中心になってやられた「ダウン・ザ・テッシ-オペッ」のスペシャル版ですね。100マイル・カヌーツーリングということ、昨年、3泊4日の行程で行い、大盛況でありました。全国的に天塩川の名前を知らしめたというようなことも、昨年行われているところでございます。

ただ、なぜこんなに158kmも農業の施設がないかといいますと、先ほど言いましたように、やはりお米がつかれない、あるところからは、もうお米がつかれないということで、その必要性がなかったというか、つくる必然性がなかったということがあるかと思えます。

続きまして、3 - 6には、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針です。

今までのところは、現状を説明いたしました。これからどういう

形で保全していくかという基本方針を書いてございます。ここでも、治水と利水、それから環境、それぞれやっていくのですけれども、ここだけは少し5行くらい読ませていただきたいと思いますのですけれども、「天塩川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ると同時に、農業用水や都市用水等を安定供給し、テッシや豊かな河畔林に代表されるうるおいとやすらぎの水辺を有する自然豊かな環境を保全、継承するため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する」と。まさに、このことが基本中の基本でございます。

以下、この基本に基づいて、先ほど来ご説明してきました、テッシ、それから連続した河畔林、それからサケ・マスの産卵床、それから旧川の水質を含めた保全、それからサロベツの保全と、こういったことをやっていくということが、この基本方針の中できちっと書かれているところでございます。

次の治水の部分でいきますと、ちょっとこの辺は割愛させていただきまして、治水の対策とともに重要なのは、この長い河川をいかに安全に管理していくかということが重要です。これは、つまり水防という観点になるかと思えますけれども、ハザードマップですね。いざという時に適切に避難、命、財産を守るという意味では、ハザードマップを現在作成中でございます。今見ていただいているのは、もう既に公表されております音威子府村のハザードマップなのですけれども、今全市町村でハザードマップづくりをやっていただいております。今年度、平成15年度中には、全ての町でハザードマップができるというふうに、私は聞いているところなのですけれども、

まずは、こういった治水というのはすぐには整備されませんので、
こういう水防ということがまず大事かというふうに考えております。

それから、水の利用についての基本方針も書いてございます。こ
こにありますように、水資源の開発、それから水資源の広域的、か
つ合理的な利用という基本的な考え方のもとに、川の環境を守るた
めの水の確保、それから農業用水の確保、それから都市用水の確保
というようなことを基本方針に述べているところでございます。

それから、当然、こういう時に渇水の問題などもありますけれど
も、この地域では平成5年の渇水が最も深刻だったのですけれども、
こういう渇水時に、いかに連携して対処するかということが非常に
重要になっておりまして、情報の収集、発信ということが非常に重
要だということを、この基本方針の中で述べているところでござい
ます。

それから、河川環境の整備と保全という意味では、何度も言っ
ておりますように、テッシ、それから河畔林、それからサケ・マスの
産卵床の保全といったようなことと、それから旧川の水質の保全、
それから下流部のサロベツ原野の保全というようなことを目標に定
めているところでございます。これら自然豊かな環境を、天塩川の
持つ歴史、文化を踏まえて、次世代へ継承していくというようなこ
とを基本方針に掲げております。

続きまして、維持管理の基本方針について書いてございます。

非常に多くの河川管理施設があります。堤防も、合わせますと、
今290kmございます。それから、堤防と堤内地という、皆さん
が生活されているところの排水のために造っている樋門なのですけ
れども、これも約240カ所設置されており、こういったものを適

切に管理するということが必要になっております。

ここにありますように、河川空間の利用と保全、それから河川管理施設の管理と、河川情報の収集と提供というようなことが重要になっているということの基本方針に書いてございます。

続いて、河川整備の基本となるべき事項でございます。

この基本となるべき事項につきましては、昭和62年に策定されました工事实施基本計画時の数字と全く同じ結果となっております。名寄大橋という場所では、基本高水流量、これは100年に1回降るおそれのある雨に対して、安全にしようと。100年に1回の雨が降った時に、ダムとか遊水地とか、そういうもので制御しなければ、最大どのくらい流れてくるかという量でございます。

名寄大橋で見ますと、それが毎秒3,300t流れることになっております。それを上流の洪水調節施設、これは岩尾内ダムの方ですけれども、これで500tカットして、川の中では2,800tを流そうという計画でございます。

下の名寄川の真勲別という地点でも、同じく毎秒1,800t流れてくると。それに対して、上流の洪水調節施設で400tカットして、名寄川では、1,400tを流れる川づくりをしようということが基本方針になっております。

洪水調節施設につきましては、上流は岩尾内ダムが完成しておりますし、名寄川沿いでは、現在、サンルダムが建設中でございます。

あとは、基本高水流量の関係ですとか、これは計画高水流量といひまして、その洪水調節した後、川の中で受け持とうという流量を示しており、これは100年に1回の雨が降った時に流れてくる水の量でございます。今後の整備計画の中では、また更にこれが小さ

な数字になっていくというふうに考えております。

次に、維持流量のことを書いております。言葉にすると、流水の正常な機能を維持するために必要な流量というふうになりますけれども、今見ていただいているような写真のように、何度か、こういう川の水枯れ状態があります。これは、どうしても人間が先に必要な分を取ってしまいますので、川の中に余り水が残らないと。だけど、川の中には多くの生き物が生息していると、こういったものをきちっと保全するために必要な流量を確保しようという計画でございます。

この計画をやりまして、ここでは基準地点を美深町の美深橋を基準としているのですが、いろいろ検討しております、ここでは、特に動植物なのですが、魚、サケ、サクラマスを対象に検討いたしまして、そういう大型の魚がちゃんと移動できる水深を確保するということから、ここでは19.7tで、概ね20tが必要だというふうに、維持流量を定めてございます。

基本方針につきましては、以上でございます。

引き続きまして、天塩川かわづくりの提言との関係をご説明しますが、今見ていただきました基本方針の河川の総合的な保全と利用に関する基本方針という中に、ほとんど網羅されてございます。4-3から書いているのですが、これ1つ1つ読んでもあれなので、もともといただいた提言なのですが、6つの大きな項目に対して、それぞれ項目があります。トータルで27の項目の提言をいただいております。

これは、流域の暮らしを守るための治水についてという、治水に関する項目が7項目、それから、地域社会と河川環境に配慮した水

利用について、これは利水になりますけれども、これが2項目、それから河川環境の保全と整備について、環境の項目ですけれども、7項目ございます。それから、誰もが集い、遊び、学べる天塩川の利用について、利用の項目が4項目、それから流域の自治体、住民団体などと連携した天塩川づくりについて、これは地域連携ですけれども、連携が3項目、それと維持管理の4項目で、合計27の提言をいただいております。この提言をそれぞれダブらない形で、今回の基本方針に該当するように対比させているのが、4 - 3からの資料でございます。

本来、さきの懇談会の提言につきましては、河川整備計画を作る時に参考にさせていただくことでしたが、実際、基本方針の策定が若干おくれたこともありまして、さきの懇談会でいただいた提言を、このように基本方針の中に入れることができました。非常に素晴らしい提言ができたというふうに感謝しているところですが、これは国土交通省の本省の方で作った基本方針なので、皆さんの提言をすぐ本省の方に送りまして、こういった形で文言として入ったというのは、私たち担当者としても非常に喜んでいるところでございます。内容につきましては、あとで読んでいただくことにいたしまして、これから整備計画を作る上で、まさにこの基本方針がベースになりますので、いただきました提言は、今後の整備計画の中にきちっと反映していくということを考えているところでございます。

以上でございます。

清水委員長

ありがとうございました。

天塩川水系の河川整備基本方針ですか、これは国土交通省社会資本整備審議会河川分科会で決定したもので、この委員会で議論しても、もうこれは変えられないものですので、何か質問あれば、していただいてもよろしいかと思いますが、そのかわり、この委員会に先立って行われた懇談会での提言が、かなりの部分でというか、ほとんど全部基本方針の方に文言として採用されているという説明でございました。これについても、何か質問あれば、していただきたいなと思いますけれども、何かございますか。

岡村委員

懇談会の提言の方では、特に自然環境に関して、保全と、それから再生ということをかなり強調して提言に盛り込まれていると思うのですが、基本方針の方では、特に再生という言葉は使われていなくて、保全という言葉だけでなっているのですが、この保全の中には再生というのも含んでいるというふうに理解したいのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

清水委員長

普通は、保全と再生は違いますよね。一般的には。

前川委員

ざっと読んでみたのですが、確かにそれちょっと弱いのですが、言葉としては復元という言葉が入っています。

岡村委員

それはサロベツの、どこですか。

前川委員

それは4 - 3ページの1の下から5行目、「流域の文化及び河川環境の保全、復元を考慮し」と書いています。

しかし、総体から受ける印象とすると、確かに川の保全の方に入っているけれども、まあ復元が入っていますので。

岡村委員

ということで、先ほど私が質問したような理解をしてもよろしいということでしょうか。その辺ちょっと確認したいのですけれども。

清水委員長

事務局の方にですか。

岡村委員

そうですね。

羽山課長補佐

今、復元のことを言っていたいて、ありがとうございます。

復元という言葉がありまして、それから、先生おっしゃる再生につきましては、まさにこの委員会の中で議論していただいて、取り上げるかどうかということになるのだと思っております、私どもの方から、今もしご希望があれば、幾つかのメニュープランは、

そのうち出させていたどうかかなとは思っております。

すみません、もう1回答弁させていただきたいのですけれども、復元という言葉で、本来読めるのじゃないかなとは思っているのですけれども、もし何々の再生という具体的なご提案があれば、この委員会の中で議論していただいて、それが整備計画に入れるべきだということであれば、そのようになるのではないかと考えております。

清水委員長

そもそもこの提言は、基本方針に反映してもらおうと思って作った提言でなくて、整備計画づくりに反映してもらおうと思って作ったような提言ですから、本当はこれから議論する内容の中で計画の中に反映すれば良いのであって、それが全部盛り込まれてなくても、本当は、いいと言えればいいんですね。

岡村委員

私のちょっと心配したのは、基本方針にないので、再生はまかりならんということであれば、ちょっと困るなと思ったんですよ。そういうことではないというふうに理解していいのですか。

清水委員長

それはないと思います。

岡村委員

結構です。

清水委員長

それでは、具体的にこれからどうやってこの委員会を進めていこうかという議論に入るんですけども、その前にコーヒーも入ったことですし、長時間の説明なので、お疲れのようですので、10分ほど休憩をとります。2時から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

5) 天塩川水系河川整備計画の案の作成の進め方について

清水委員長

そろそろ時間になりましたので、再開します。

次の議題が天塩川水系河川整備計画案の作成の進め方、要するにこの委員会の進め方なのですけれども、一応、全体像みたいなもの案を用意していただいておりますので、引き続き、これの説明をお願いいたします。

田倉計画官

資料につきましては、5 - 1ページからになります。

5 - 1ページに、天塩川水系河川整備計画策定フロー図(案)というものが示されております。

縦方向に見まして、3列ございますけれども、まず、基本方針整備計画の策定の流れとしましては、先ほど来ご説明してありますけれ

ども、河川整備基本方針というものが平成15年2月4日に策定されてございまして、それを受けまして、これから河川整備計画の策定の流れというふうになっていきますけれども、本委員会の中で、河川整備計画の原案の審議を経まして、その案をもって、その左側の列の下の方になりますけれども、流域市町村長ですとか北海道知事等の意見も受け、それと北海道経済産業局、開発局の農業水産部、環境省などの関係機関と協議を行いながら、河川整備計画の決定に移っていくわけでございますけれども、真ん中のラインの懇談会、委員会の開催という流れがございまして、それとどういう関係になっているかということ、まず、平成11年度から13年度の間天塩川流域懇談会というのを、第1回、平成12年1月20日に開催してございます。計9回の流域懇談会を経まして、天塩川かわづくりの提言というものが平成14年3月6日に示されたところでございます。

それを受けまして、第1回目の天塩川流域委員会というのが、本日、5月30日に開催されているわけでございますけれども、内容としましては、本議事次第によるところでございます。

今後、第2回、第3回と、天塩川流域委員会が開催されていくわけですが、その予定議事の内容としましては、どういうものがあるかといいますと、第2回から書いてございますけれども、この議事内容につきましては、委員会の議論などを経まして、若干変わってくるかと思っておりますけれども、どういった内容があるかといいますと、まず、河川整備計画の検討を行っていく上で、河川の概要から入っていくということで、項目的に河川の概要、それと河川整備の現状と課題を把握しまして、基本高水流量、河川整備計画の目標案につ

いて議論していく。それと、それを経まして、具体的に河川整備計画というものを、どのような目標に設定してやっていくかということで、治水的には目標流量の決定を行っていくと。それに基づいた目標達成のための施設計画を行いまして、環境影響分析等も行いまして、総合的には、治水、利水、環境面からの総合分析を行いまして、具体的な整備計画メニューを策定していくということになります。

その中で、委員会のいつの時点になるか、ちょっと分かりませんが、主要箇所が実際にどういうふうになっているのかという現地視察を中に入れていきたいということで、事務局としては考えてございます。

その整備計画の素案というものができると、それを再度委員会の中で審議しまして、原案というものを策定しまして、その原案について、右のラインの下の方に書いていますが、流域住民に対して、概要版でその原案というものを配布して、広く紹介するとともに、流域において地域説明会ですとか、その下になりますけれども、河川法に示しております公聴会などを設置しまして、その意見を受けて、再度本流域委員会で審議を経まして最終案を作ると。その最終案をもって、河川整備計画の案が策定されるわけですが、その計画の案の策定を、今度は先ほど言いました流域市町村長、知事だとか、関係機関と協議しながら、河川整備計画の決定というような流れになるかと考えてございます。

右のラインの真ん中の方に環境影響分析という項目が出ていますが、これにつきましては、特に環境面に焦点を当てて、環境面について一定の独立した分析を行うというものでございまして、これま

でも治水、利水、環境面からの総合的な検討は行われてきましたが、別途項目建てして行うということでございます。そして、本委員会とは別に検討を進めていく考えでございます。

その内容としましては、第3回の天塩川流域委員会の下にちょっと項目が入っているかと思うのですけれども、河川整備計画の目標というのがございますけれども、その目標を受けまして、目標達成のための施設計画が出てくるのですけれども、その施設計画について、環境面からの分析でございますので、水環境、土壌環境、動物、植物、生態系、景観といった要素について分析するものでございます。それを本委員会のこのフロー図でいきますと、第3回目に分析の計画書案をどういうふうに進めていくということを委員会の方にお示ししまして、委員会の方から意見をいただくようなことで考えております。

その下の方に、分析報告書（案）ということで、分析計画書を受けまして、具体的に分析を進めていくわけですが、その分析報告書、最終的な報告をする前に、また流域委員会の中にお示ししまして、流域委員会の中で意見をいただくような形で考えてございます。それで、最終的に治水、利水、環境面からの総合分析を行う考えでございます。

次の5 - 2ページなのですけれども、先ほどの河川整備計画策定に向けた検討の進め方をもう少し細かく書いてございまして、大きな柱としまして、治水、利水、環境というものがございまして、それぞれにつきまして、河川の現状ですとか、課題の整理、それと整備目標の検討をそれぞれの項目に対して行いまして、治水、利水、環境、河川環境といった整備の方向性を抽出しますとともに、

その目標を設定するというところでございます。それを受けまして、目標達成のために必要な具体的な方策というものを検討しまして、それを受けて、具体的に社会面、経済面、技術面、環境面からの分析、内容としましては、そこの中に書いているのですけれども、治水安全度ですとか、費用対効果、社会的影響、それと維持管理の問題、それと治水安全度、自然環境への影響などを分析しまして、総合的な分析を経まして、例えばその下に書いていますけれども、河道改修、それとか、天塩川の特徴になっていますテッシだとか、河畔林だとか、旧川だとか、そういうものの河川環境の整備と保全、または、洪水をいかに調節していくかという調節施設等を検討しながら、具体的な整備メニューを策定しまして、その一番下にございますけれども、河川整備計画への策定といった流れで進めていく考えでございます。

5 - 3 ページ目では、天塩川水系の河川整備計画の目次構成案ということで示してございますが、これは参考に付けさせていただいておりますが、本日、この委員会で目次の構成を決めるということではなくて、今後、事務局案を取りまとめていく上での目安になればと思います、参考として付けてございます。

5 - 4 ページ目に、目次（案）ということで示させていただいておりますけれども、第1章と第2章、第2章の第1節、第2節の項目にアンダーラインがついてございます。このアンダーラインにつきましては、河川法の中で取りまとめなければならない項目となつてございまして、これについては、目次の中にそのまま入れ込む形になるのですけれども、その他の項目につきましては、今後、委員会の中で、項目の追加ですとか表記の仕方についても、ご審議い

ただくことになるかと思えます。以上です。

清水委員長

ありがとうございました。

これについて何かご意見ございますか。

出羽委員

5 - 1 ページの環境影響分析ですけれども、これはいつから始まるのでしょうか。

田倉計画官

現在、その資料の取りまとめをしている最中でございます。

出羽委員

資料といいますと。

田倉計画官

データの整理ですね。検討を進めていく上で、保有している関係する調査データだとか、そういったものを整理している段階でございます。

出羽委員

これから調査をするというのではなくて、既に行った調査を取りまとめているという段階ですか。

田倉計画官

そのとおりです。

出羽委員

そうすると、これを見ると分析計画書（案）とありまして、それがこの第3回委員会に示されて、それで意見、この委員会でも検討があって、それから、ちょっとよく分からなかったのですけれども、僕は調査をこれからするのかなと思ったのですけれども、そうではないのですか。

田倉計画官

基本的には、既存の資料に基づいて行う分析でございまして、それで、ちょっと説明が悪くて申しわけなかったのですけれども、現在、第3回の流域委員会の中に、そこに点線で分析計画書（案）とこのことを示すことになっているのですけれども、委員会の流れとうまくリンクすれば、第何回になるかというのは少しずれてくる可能性はございます。

前川委員

質問なのですけれども、1つは、最も単純な、よく分からないので教えてほしいのですが、一番最後の5 - 4の第2節の河川の維持の目的って、これちょっと意味が分からないのですけれども、どういう意味なのです。河川の維持というか、ただ単純に意味が分からないので教えてほしいのです。

田倉計画官

意味は、これから河川改修などを行って、維持管理ということが最終的に、

前川委員

維持管理のことなのですか、この維持というのは。

田倉計画官

維持管理というふうにとらえています。それだけじゃなくて、例えば河畔林をどういうふう維持していこうだとか、そういったことにもつながってくるかと思います。

前川委員

それからもう1つ、今の出羽さんの質問と関連するのですが、この流域委員会でいろいろなことが問題になって、例えば環境影響分析が必要になるというようなこともあり得ますね。

田倉計画官

はい。

前川委員

そのときは一時中断、流域委員会を中断して、中断するというか、その結果を待って、それから決めることになりますか。

田倉計画官

うまく合えば進んでいくかと思うのですけれども、環境影響分析の例えばある程度の結果が出ないと議論が進まないという状況になれば、そういうこともあり得るかもしれません。

前川委員

それとの関連で、本当はもっと早く聞くべきだったのですけれども、この流域委員会の期限はいつまでですか。

田倉計画官

期限は特に決めてございません。

前川委員

決めていないというのは、例えば5年もかかってもいいのですか。

田倉計画官

一応目途としましては、いろいろ議論がございますけれども、今回、委員の方々に委嘱のお願いしたのが、大体2年ということになってございますけれども、大体2年ぐらいで決まっていけばありがたいということなのですけれども、期限を決めているわけではございません。

前川委員

とりあえず目標として2年と。

田倉計画官

ありがたいと考えてございます。

前川委員

何かやっぱり環境影響分析ってここに入っている、これ物すごく大変なのと、大事だと思うのですが。

清水委員長

環境影響分析ということで、僕もついでに関連して聞いたかったのですけれども、この分析というのは、分析報告書というのが最後になっているのですけれども、それが目的ですか。報告書みたいのをこれで分析してこうだったというのを。

田倉計画官

そうです。環境影響分析の、

清水委員長

すると、今回、委員会でも意見を聞いたりやったりという議論というのは、流域委員会のもともとの趣旨に新たに今回増えたということですか。もともとの案というか、設立趣旨とか、設置要領にプラス今の段階で、これも一緒にやってくださいというような話が今出てきたということですか。

田倉計画官

今回の委員会の中とは別個で検討をするつもりです。ただし、この委員会は、河川整備計画をつくっていくための、その案の作成の

ためなのですけれども、環境影響分析は、環境面に対して特に項目立てして検討していくものでして、この委員会の中にも関係するところが多いということで、それで計画書の段階ですとか、報告書をまとめるに当たって、その内容をこの委員会の中に示して行って、意見をいただけたらということで書いているわけでございます。

清水委員長

そうは言っても、本来の委員会の設立趣旨でなくて要領、プラスアルファのことですね、これは。

齋藤専門官

関係機関と書いてありますけれども、事務局の一人として、発言させてください。

環境影響分析については、これまでもこういう流域委員会みたいなものを行う際は、環境の影響についてもずっと検討をしてきたのですけれども、今回、国土交通省の方で、計画段階から、そういう今まで既存の、

清水委員長

私の言っているのは違うのです。設立要領なり設立趣旨には、環境影響分析に対する意見なり何かをなささいということは一切書いてありませんよね。ですから、そういうことも書いていないのですけれども、この委員会として、一緒に意見を聞いたりやったりやることで、皆さんよろしいでしょうかというのを聞いたかったのです。

齋藤専門官

正確には、ちょっと私、2点ほど発言させてください。

まず1つは、環境影響分析でちょっと今誤解があるようなのでお話ししますと、環境影響分析自体は、今までも治水面、利水面、それから環境面ということで並行して議論をずっと、ほかの物事を決めるときに、実際行ってきたところなのですけれども、なかなか環境面というものに対して、非常にニーズも増えてきているということで、できるだけオープンな形でやっていこうということがあったものですから、そういうことを踏まえて、多少体系的にいろんな案に対して、それぞれの案の中で、環境面に対する影響がどういうものなのかということをし少し分かるように説明していくと。これまでもやってきたことではあるのですけれども、そういうことをやっていくということです。

今言われた委員会の、先ほどのペーパーのフロー図の中で、環境影響分析ということで計画書(案)と、それから報告書(案)のところ、委員会の方で意見という形になっておりますけれども、これについては、環境影響分析自体は事務局の方で案としてつくりますが、そのときに学識経験者とか、そういうところから意見をもらうという部分がありますので、その部分を委員会の中でも学識経験者、これだけ来ていただいている部分もありますので、そういうところで意見をいただければというようなことで書いているという趣旨でございます。必ずしもこの委員会にかけてやるという趣旨ではないのですが、この場を借りてできないかという部分があって、そこはちょっと明確でなかったもので、説明が、

清水委員長

要するに、この委員会は、河川整備計画の委員会をつくるためにいろいろな議論をする場ではあるのですが、目的もそうなのだけれども、環境影響分析というのも事務局、役所の方で検討するので、それについての意見もこの委員会でいただきたいのですけれども、いかがでしょうかという話ですね。いかがでしょうか。

齋藤専門官

そういうことでよろしいと思います。

出羽委員

ちょっとまだよく分からないのですけれども、これは設置するのは、そうすると役所の方で行うということですか。この流域委員会の流れの中で、第3回のところで、目標流量の決定、それから目標達成のための施設計画について、コンマ、環境影響分析の計画についてとありますよね。ここ自体が分からないのですけれども、目標達成のための施設計画について、この施設計画というのが何だか分からない。どうして施設計画だけなのか。例えば保全復元計画とか利水計画とか、そういう文言がどうして入ってこないのか。それと、この環境影響分析の関係が、これコンマで切っているから分からないのですけれども、この施設計画についての環境影響評価なのか、その環境も分からないのです。だから2点分からないのです。目的が分からないのです。

清水委員長

少し整理しましょうか。今、議論がめちゃくちゃになって、私もいろいろ質問したのですが分からなくなってしまったのですけれども、まず、この環境影響分析というのをもう少し詳しく説明していただきますか。これは何かというのを。それとも、これはこれで分かったということにしますか。どうしますか。

齋藤専門官

もうちょっと多分詳しく説明した方がよろしいかと思えますけれども。

清水委員長

もう少し詳しく聞いた方がいいと思いますか。

前川委員

だから一言、何のための目的なのかというのを教えてください。

齋藤専門官

今までもやってきたものなのですが、よりオープンにしていくということで、今までやってきたやり方自体が、計画段階で環境にも配慮しながらと言いつつ、こちら側の一方的な検討の部分があったという認識がされがちなものですから、それをもうちょっとオープンにしていこうと。その分析を行うに当たって、案を作った場合に、そういうものに対して若干意見をいただいたり、その出てきた成果について広く委員会にも当然そうだし、地域住民にも広げていくというような部分が追加されているというような認識です。

黒木委員

今の齋藤さんのご説明、やっぱりおかしいと思うのです。これは環境と言っているのは、自然環境だけに限定していますけれども、この委員会そのものが、社会、経済、自然環境と、すべての環境をここで議論するという立場ですよ。そのためのいろいろな資料を、あらかじめ想定し得るいろいろなシナリオに対してつくっておくというのは、これは事務局の責任です。それをもちろん意見を言えと言えと言いますけれども、むしろ意見じゃなくて、この場で議論するのが最終目的だと私は思う。そういう意味で、ここにこういうふう書いてあるのは、何か皆さんおっしゃるように私も分からん。

清水委員長

ほかの委員の方いかがですか。

酒向委員

このままですと、第3回の目標達成のための施設計画に対する環境分析としか思えないんですよ。そうであってはいけないと思うのです。ですから、このままでは全然納得できない場所にあります。

清水委員長

ほかの委員の方々いかがでしょうか。

出羽委員

今言われた施設計画についての影響分析なのですか。

齋藤専門官

基本的には、施設計画という位置づけではありません。今その目標というものを設定していく中で、いろいろ考えられますけれども、目標というものが設定されたときに、いろんな案が出てくるという前提に立ちまして、いろんな案に対して、それぞれ各案の例えば施設の影響だけじゃなくて、例えば河道をいじれば河道に対する影響とか、そういうのもすべて含めて影響という話になります。ちょっと分かりにくいので、もしあれでしたら、次回にもうちょっと分かりやすく資料も含めて説明するようなことでもよろしいでしょうか。

清水委員長

そうですね、まだよく分からないと思いますので。

酒向委員

今のお話ですと、フロー図の第2回の部分の、整備計画の目標(案)についての環境分析ということになりますか。いろんな諸目標に対する環境分析ということですから、第2回の下に書いている部分ではないですか。

清水委員長

そもそもこの環境影響分析というのは、いかがなものかというのがまだよく分からないうちに、何とも言えないというのが、皆さんの感じじゃないかなという思いがしているのですけれども。

田倉計画官

すみません、説明が悪くて。第2回目のとき、次回にもう少し分かりやすいような資料で説明したいと思うのですけれども。申しわけありません。

清水委員長

それでよろしいですか。それとも委員の中でもっと詳しい方、橘先生。

橘 委員

最終的には、河川整備計画に対する情報だと思うのです。環境という意味で、直接のこの会議にはなじまないかもしれないですけれども、環境というのは、先ほどのこっちにありましたように、一応今まででの公害とかそういう時代は終わったと。非常に環境そのもののゴールが非常に分からなくなっている。そういうことのために、いろんな組み合わせを順次しておく必要があると思うのです。そういう意味では、余りにもゴールの環境としての河川の管理をどうしたらいいかというゴールが分からない。いろんな多様性のある答えというのですか、一方で用意しておく必要があると思う。そういう意味で、もっと切り離れた格好で、そういう結果をこの場で皆さんと議論するような格好であるなら、ぜひ議論の場も必要かなと思います。

清水委員長

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

これは詳しくは、次回にもう少し説明いただくということによろしいですか。この件については、次回改めて仕切り直しということで。

黒木委員

この全体の流れの中で、右欄の一番の下のところでしょうか、住民に配布とか説明会、公聴会、これは委員会に矢印で戻しているが、これは本来、役所の仕事じゃないだろうか。この委員会がこれをするのだろうというのが1つ。

それから、これは計画策定フローになっていますから、ここで止まっても差し支えはないのですが、実際には整備計画をつくり、整備を進めていくという、そういう一連の流れを考えましたときに、この後の工事の実施と、それからそのフォローアップですね、この部分も別葉でも結構ですが、それは一度、この流域委員会としてのスタンスを決める必要があるのではないかと思いますので、原案をつくっていただいた方がよいのではないかなという気がいたします。

以上、2点です。

清水委員長

最初の1点については、資料を作成して配布したり公聴会とかというのは、この委員会ではやりませんよね。やりますか。

黒木委員

これは左横にある公告・縦覧に当たりますからね。

清水委員長

この矢印をずっと伸ばしていただいて、左の方まで何かのミスだと。それから、最後の整備計画決定後、工事実施、フォローアップまでも含めて、何らかの形でこの委員会で関連していくかということについて。

黒木委員

この委員会で関連するというよりは、その先のあれを議論しておいた方がいいのではないかとということです。そのための素案をつくっていただいておいた方が良いでしょうかとということです。

前川委員

今の黒木先生に全く僕も賛成なのですが、フォローアップの方は。ぜひこのフローの中にフォローアップをどういうふうにするか。そのときにこの流域委員会はどういうふうにかかわるかという方針を、事務局の方で一度つくっていただくのがいいと思うのです。こういう環境影響調査というのが入っているのですか、今ちょっと置いておいても、施設をつくるなり、あるいは川を触って、それが環境の方にどういう影響を与えたかというのは、予測はしますけれども、結果は出ないのですね。だからその結果が出るまでは、本当はこの委員会が責任を持つべきだと思うのです。だから、そういうことも含めて、もう一度、これ以降のフォローアップ方式を一度考えていただくというのがいいと思うのです。

それと、公聴会の問題なのですからけれども、なかなか悩ましいのですが、とりあえずは僕はやっぱり最終案は、公聴会に出される前のものが、責任を持ってやるものだと思うのですけれども、それはちょっとそれだけだとフォローアップにならないと思うのです。だから、今度は住民の方からの意見を聞いた上で、こちらもまた論議を繰り返していかないと、ちゃんとしたものがないのではないかというように、これは物すごく迷うところなのですからけれども、どんなものでしょうか。

清水委員長

公聴会の後にもう一度委員会が。

前川委員

ありますよね。だから今のままで僕は良いのではないかというのが僕の意見なんですからけれども、とりあえずは。だから真っすぐにすると、

清水委員長

公聴会の主体が誰になるかというようなことを懸念されているのではないですか。

前川委員

主体はここじゃないとは思いますがけれども。

黒木委員

ここで言う公聴会は、この一連の左側の流れの、原案の原をとって案にするための公聴会、これは法律で決められた公聴会です。この委員会で素案を原案に直す、要するに、この委員会としての第1次案をつくるための住民の方のご意見は、この委員会で決めてやればいいと。それは先ほどの運営要領の中に入っていることだというふうに理解いたします。

羽山課長補佐

ちょっと事務局の方からお答えさせていただきます。

1点目の今お話のあった公聴会ですとか説明会、矢印入っているのですけれども、まさにこれは我々開発局がやる仕事で、我々が責任持ってやります。ただ、この事務局の今回の案として、この結果を流域委員会の皆さんにお知らせした方が良いのではないかなと思って、とりあえず矢印を書いたのですけれども、もしそうでない方がいいのであれば、この矢印が消えることになります。

それから、2点目のフォローアップ、あるいは今後の委員会のあり方なのですけれども、当然フォローアップをしていきます。それから、状況が例えば予想もしない大きな洪水ですとか、社会情勢が大きく変わるというようなことがあれば、当然つくった整備計画も見直すことになります。そのときは、また同じような手続、こういった流域委員会の中でまた議論していただくのですけれども、それをどういうふうに位置づけるかということについては、ちょっと再度事務局の方できちっと整理しまして、次回提案させていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

清水委員長

そういうことで、また次回、再度練り直しということで。

出羽委員

フォローアップその他については、僕も同じ意見で賛成です。

それで、公聴会は法的に決まった制度でしょうから、やった後、またこの委員会でそれを受けてということはあるでしょうけれども、先ほどの運営のところでも、以前からなのですから、僕は常に主張しているのは、公聴会というのは、もう素案が決まった段階ですから、その段階以前に、できるだけ住民なり住民団体の意見を取り入れていくと。そこが今一番大事なところで求められているところで、ですから、これはそういう意味で、公聴会以前に流域住民の意見をどう反映させるかという点が、このフォローアップ弱いのだと思うのです。それは先ほど検討されましたから、順次やっていけばいいと思うのです。

それで、僕は一度この流域委員会で検討する課題を整理して、どういう課題を検討していくのか。それを早い段階で整理して、その課題自体を一度検討するような場があった方が良くはないかと思うのです。これを見ますと、これまでも事務局で用意されて、おおよそどういうことをするかというのは、分からないわけではないのですけれども、この後の目次がありますけれども、必ずしもこれに沿ってということにはならないと思うのです。ですから、懇談会のこと踏まえて、この流域委員会でどういう課題について検討するのか、それをその原案を整理していただいて、全体を通して。それをここで検討するという作業が一回あった方が良くはないか

と思うのですが、いかがでしょうか。

清水委員長

全体の課題について、いかがですか。

岡村委員

今の点と関連するのですけれども、5 - 1ページに書いてある第2回の委員会の2行で書いてある、これは後ろの5 - 4の目次に影響されて、こういうふうに出てくると思うのですけれども、それではない5 - 2の方に、第2回委員会というふうに書いて、整備目標の検討、あるいは整備目標というふうに書いてある、これは非常に分かりやすく、こういうことをやられるのなら、2回はいいなと思っていたのですけれども。

清水委員長

これが課題みたいになっているのですね。

岡村委員

だから今、出羽委員がおっしゃったのは、これでどうかなと私も思っていたのです。

清水委員長

ほかの皆さん、いかがですか。

橘 委員

今の話と関係するかどうかわかりませんが、流れとして、環境のことということで、先ほどの続きのような話ですけれども、環境が非常によくなってきていると、一般的にですね。今までのような教育の向上とか、生活も清潔になってきた、こういうことで、私は石狩川も非常にきれいになってきたと思うのですが、そういうときに、この天塩川においても、例えば三日月湖の汚染の問題とかそういうものがある。こういう今ちょっと具体的な話なのですが、この環境のところに第2回でやられる、そういう例えば4つの項目がある。私らはそれにもう少し考えてほしいのは、今までのつなぎというのですか、環境汚染をどの程度これから制御できるか。今の法的な、法でなくて法律ですね。それが1つは工場排水なり都市排水なり、そしてもっと大きいのは農業排水とか、そういうのもあると思うのです。そういう環境という、もう少し大きな枠になって、今その過程にちょうどあると思うので、間にですね。そういう実際の汚染の制御、そういうものが実際どのくらい今減っているか。もしそれを完全に実施したらどうなるかというような、個々の河畔林とか生物とかにいく前に、今までの法的な整備ですか、遵守とか、そういうものとの兼ね合いも入れて、そういう今までの治水、利水から環境に移ったときの歯止めになっていた、水質汚濁防止法だとか、そういうものが遵守できているかできていないか、そういうものをもう少し積極的にやっ払いこうというような項目も入れていただきたい。何を言ったか、

清水委員長

分からないです。一言で言うと、例えば。

橘 委員

これ全体を環境ということでもとまるような汚染の制御とか、そういう項目、実際そういうものを、いかにこの地域に適用していくかというような縦断的な流れになるような、個々というものでなくて、それがここの4つの方に出てくると思うのです。

田苅子委員

皆さん、それぞれのお考えでご発言されていると思うのですが、これからの整備計画をつくっていく過程で、いろんな意見が交わされるはずなのですよ。今ご当局の方から、こうした個別項目で確かに上げられていることに、余り我々はこだわり過ぎているのではないかという気がします。当然意見交換の過程で、そういういろんなものに疑問を持ったり疑念を持ったりした都度に、また環境問題もそれは当然含めて、私は重要なことですから、避けて通れない大事な案件ですから、この流れが若干気にかかる面はあったとしても、これは大局の中で、これから意見交換の中で進めて、対象にして議論をして、問題点を浮き彫りにして答えを見出していくと、私はそういう流れになっていくのではないかと考えていますけれども。

清水委員長

ありがとうございます。これに余りにもこだわらずにということですね。

田苅子委員

ここに活字になっているからこれでいくのだと。だからこれがないからこうだという議論に、こういうことに余り時間をかけ過ぎるのではないかということは、神経質になり過ぎているのではないかと、こういう感じです。

清水委員長

本当の議論に入る前に、ちょっと神経質になり過ぎている感じがあるかもしれませんね。

田苅子委員

もっとフランクに、いろんなことがこれから出てくると思うのです。

それから、もう1つ思うのですけれども、流域住民との関係では、いろんな審議会とか制度調査会の報告、中間報告、答申というのがありますね。そういったものがどこかでもしあったとするならば、先ほどから、例えば出羽先生の言っているようなことも、そういう中に含まれることになるのかなと思うのですが、出羽先生どうでしょうか。中間報告とかいろいろありますよね。ある程度までいったときに、例えば中間で、あるいはもう3分の2審議したと、そういったことも、これから住民の意見をよくというのであれば、そういうこともあるいは考えられないこともないと。

清水委員長

だから中間答申、報告を出して、それについていろいろ意見を聞いて、

田苺子委員

そしてまた、この委員会に持ち込んでくると。

清水委員長

それはいいアイデアですね。

肥田委員

先ほどからの地域住民の方々の意見の聴取という部分で非常に大事にしていきたいという、そういうのは本当に切実に思うのですが、ただ、意見を聴取する前に、どれだけ関係している市町村に、情報が流れていっているのかという部分が非常に疑問なわけです。そこがきちとなされていないと、意見が本当に出てくるのかというところがありまして、そういったところで、もう少しそのところをどう工夫しようとしていらっしゃるのか、そのところをちょっと確認しておきたいのですが。

羽山課長補佐

まさにそのとおりだと思います。それで、今回こういった資料、それから皆さんが議論された発言要旨等については、なるべく早くホームページで公開していくと。あと我々も使える媒体というのですか、広報するものがあれば、なるべくそういうものを使って、極力地域の皆さんが、そういうものの情報を得られるような、そういうことを積極的にやろうというふうには考えています。

それと、ついでにもう1点、先ほど出羽委員の方から、課題の整

理が一番先だと。まさにそのとおりでありまして、次回、そういうことを皆さんにご説明しようと思っていました。その課題というのは、例えば先ほど来からテッシとか河畔林とか、そういった保全の話をしていますけれども、2年前の13年9月に洪水がありまして、このとき様々なことが分かってきました。それほど大きな洪水ではないのですけれども、河畔林がもう20年以上伐採していない状況で、それはそれなりに非常に流下能力上、危険だとか、それから今まで小さな川で氾濫していたのですけれども、それは北海道ですとか、自治体のそれぞれの市町村の努力のおかげで氾濫がなくなってきているのです。その分が本川の方に入っているとか、あるいはテッシを保全するということは、大体テッシというところは、非常に水を流す断面が少ないところなのです。そういった問題点ですとか課題を次回皆さんの方に提示して、議論していただくというふうに考えているところでございます。

肥田委員

ホームページ等々、非常にいいと思うのです。ただ、本当に結構限られた人たちの媒体でしかないのではないかと。天塩川にかかわりを実際持ちながらも、意識の中でもほとんどかかわりを持たないで暮らしていらっしゃる方が、私はほとんどじゃないかなというふうに思っています。そういった部分では、これは私も前にもたしか意見として言ったことがあるのですが、各市町村が出している例えば広報紙、そういうものの中にちょっと一部連載で、今こういうふうに流れ、計画を立てようとしているのだけれどもというようなことを、情報として分かりやすい平たい言葉で情報を流していくとか、

そういう各市町村との連携をもっと濃く持ちながら、地元に必要な限り、広く広げていくという努力を、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

清水委員長

じゃ、ぜひそういうことでお願いいたします。

この委員会の進め方なのですけれども、先ほど田菟子委員の方から出ました、ここで抱えている細かい内容には、今ここで必ずしもこだわらずにやりながら、いろいろ考えていこうということで、柔軟に対応していこうということと、それから、ある程度何回かやったうちで、中間的なまとめを出して、それについて意見を聞くような会を持って、それでそれを受けて、もう一度この場で進めていくというようなことでよろしいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

出羽委員

いいと思います。ただ、それとあわせて、今ちょっと思いついたのですけれども、流域の何か所か、そんな回数できないですけれども、フォーラムとかシンポジウムみたいな形で、何が問題点になっているのか、それから中間でどういうところまで来ているのかという、そういうことを住民に出していくような、そういうようなこともあっていいのかなという気もしますが、そういうことも検討してみたらどうかと思うのです。

清水委員長

いかがですか。

山口委員

この2項の2のところなのですからけれども、部分的なことなのですからけれども、最も環境の、

清水委員長

今フォーラム、シンポジウムをやるということについていかがでしょうかという、まず先に聞きたかったのですけれども、そのことですか、おっしゃりたいのは。

山口委員

ちょっと質問なのですからけれども。2項のところの良好な水質を維持するための対策というのがあるのですけれども、この対策ですね、これが、

清水委員長

どこですか。

山口委員

2項の2のところです。6 - 3です。

石川委員

古い資料だ。

山口委員

古い資料であっても、その対策ということが、今まで具体的にどうということが対策としてなされたのか分からないので、それでちょっと質問してみたいと思うのですけれども、戻るかもしれませんが、今までどのような対策、そしてまた、これからどのような対策をされていくのか、分かる範囲で、今までやってきたことと、これからやることと、お聞きできればありがたいなと思うのですけれども。

清水委員長

今の質問は、どこの部分に対する質問なのですか。6 - 3というのは、配られた資料にはないのですけれども。

田倉計画官

委員の皆様方には、できるだけ本日の資料を先にお送りして、内容をご理解いただくということで、先に資料を1週間ぐらい前にお送りしているわけなのですけれども、その後、目次(案)につきましては、事務局として、もう少し大きくくりにした項目立ての方がいいだろうということで、先にお送りしてあります資料から、本日の資料、一部修正してございます。先に資料をお送りする段階で、一応案の状況ですということで、一応お知らせはしたのですけれども、そこら辺分かりづらかったかと思いますので、申しわけありませんでした。本日の資料は、先にお送りしている資料と、少し修正してございます。

清水委員長

送った資料に対する質問だったみたいですね。6 - 3 というのがあって、その中に対策というのが、

羽山課長補佐

今の水質の具体的にどういう対策をしているのか、あるいはどういうことを考えているかということにつきましては、ちょっと次回まで整理させていただいて、次回ご報告させていただきたいと思います。

山口委員

分かりました。

清水委員長

よろしくお願いします。

それで、先ほどの委員会をやりながら、地域地域でシンポジウムなどをやっていくということについて、どうですか。

岡村委員

先ほど中間的なまとめというお話がありましたけれども、それが出た段階でシンポジウムをやるというのはいいかなと思いますけれども。

前川委員

要するに、何でもありにすればいいのですよね。そのときに必要だと思えばやれば良いので、今からやりましょうとか、だめですとかというようなことさえ決めていなければ良いと思います。

田苅子委員

この委員会として、いろんな審議の過程で、特にそういう必要性を感じたときには、やってみることも必要だということで私は押さえておく程度でいいのではないかと思うのです。ですから、シンポジウムやります、いろんなことといっても、物理的に委員の皆さん方も、これに専門にかかわっているわけではないので、大変ないろんな中からこうやって出席しているわけですから、でもこれはシンポジウムの中から、もっと新しいものを引っ張り出して我々を見る必要があるなど、本委員会の考え方でその都度、私はケース・バイ・ケースで考えるべきだと思います。

出羽委員

僕もさっきの話は、思いついて言ったまでですから。

田苅子委員

欠席が連続になっても私も嫌なものですから。

橘 委員

まとめるような、山口さんおっしゃった、あわせて、そこで環境影響分析、ここでそういうデータを整備しておいていただきたいのです。いろんなどこへいっても対応できる。さっきおっしゃったよ

うに、今までの対応、法律的にここまでできていると、だから環境問題、環境、天塩川でこういうことをしようと思っているのだと。そのためにこれが足りないのだという、そういう基礎データを、影響分析のこういう作業で役所の方でやっておいていただくと、次の発展性が見えるのではないかなと、こういうふうにとりまとりました。

清水委員長

まとめていただきまして、ありがとうございます。

そういうことで、とりあえずにこういうのにはこだわらずに、その都度その都度考えながらいきましょうということで、大体時間もなくなってきてしまったのですけれども、とりあえず、今回は現況と課題というような切り口から議論を進めていきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

出羽委員

もう1つだけお願いがあるのですけれども、前にこの準備の打ち合わせに来られたときに、事務局の方をお願いしてあったのですけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、もちろん見ておられる方も結構おられるかと思うのですけれども、1月17日に、琵琶湖・淀川水系の流域委員会の提言が出されました。僕もインターネットから引っ張り出して見たのですけれども、ある意味で画期的な1つのモデルになるのではないかと思うのです。ここでも沙流川の河川整備計画がこの前送られてきましたし、それから、去年は留萌川のも資料としていただきました。設置方法が違うのですよね。

あそこは事務局が役所じゃなくて、事務局も含めて民間に全部任せて、そこは自主的に事務局からの原案を検討するという形じゃなくて、自分たち手づくりでつくっていくという形ですから、こことは違うのですね、そういう意味で。ですけれども、僕は一番大きな特徴は、分かりやすいということがあるのだと思うのです。例えば17日に出されまして、その前の年に、近畿地方整備局の整備計画策定に向けての説明資料というのも、これ役所の方から出ているのですけれども、これも現状と課題というのがありまして、いきなり目標設定にいかないで、必ず各項目について現状の課題があって、河川整備のあり方とか方針というのがあって、そして具体的な目標をどうするかという、そういう項目立てて説明したり、分かりやすいのです。ですから、それを真似するということじゃないけれども、僕は学ぶところが結構あると思うのです。ですから、これを資料として委員の皆さんに目を通していただくという、そういうことがあった方がいいのではないかと思うので、打ち合わせのときをお願いしておったのですが、ぜひこれを印刷して、各委員の方に資料としてお配りいただいたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

清水委員長

琵琶湖・淀川の河川整備計画について。いかがでしょうか。

田倉計画官

分かりました。

清水委員長

委員の方々、お目通しいただければと思います。

4．その他

5．閉 会

清水委員長

それでは、時間になりましたので、今回はこの辺で終わらせていただきます。

ご議論どうもありがとうございました。

貴家課長

ご議論ありがとうございました。

議題の中に、4番としてその他を設定していたのですが、事務局からその他について何かございますでしょうか。

特に用意してないようですので、ただいまをもちまして、第1回天塩川流域委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。